

## 育児休業等給付について

雇用保険の被保険者（※）（男女を問いません。）が育児休業を取得した場合等に、一定の要件を満たすと育児休業等給付が支給されます。詳しくは、ハローワークの係員にお尋ねください。

※ 被保険者とは、一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。

## 38 雇用保険と老齢厚生年金等との併給調整について

求職者給付（基本手当）と老齢厚生年金・退職共済年金との併給調整が行われます。受給権が発生する老齢厚生年金等の受給権者が、求職者給付（基本手当）の支給を受ける間は、老齢厚生年金・退職共済年金の支給が停止となります。

これは、求職者給付の支給内容が変更されるのではなく、あくまでも年金の支給が停止されるものです。なお、求職者給付の他に高年齢雇用継続給付も併給調整の対象となります。

併給調整について詳しくは、あなたが手続きをされている、または、される予定の年金事務所にお問い合わせください。

なお、その他の国や自治体の給付等においても、併給調整が行われる場合があります。雇用保険の支給を受けた場合の併給の取扱いについては、それぞれの給付の窓口にご確認ください。

## 39 国民健康保険料（税）の軽減について

倒産や解雇などによる離職（特定受給資格者）や、雇い止めなどによる離職（特定理由離職者）をされた方の国民健康保険料（税）が軽減されます。

### 対象者

離職日の翌日から翌年度末までの期間において、

- 1 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）
- 2 雇用保険の特定理由資格者（例：雇い止めなどによる離職）

として求職者給付（基本手当等）を受けの方です。

※雇用保険受給資格者証の離職理由が 11,12,21,22,31,32,23,33,34 に該当される方

※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。

### 軽減額

国民健康保険料（税）は、前年の所得などにより算定されます。

軽減は、前年の給与所得をその  $\frac{30}{100}$  とみなして行います。

※具体的な軽減額などは、市町村にお問い合わせください。

### 軽減期間

離職日の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受けるとは異なります。

※届け出が遅れても遡って軽減を受けることができます。

※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど、国民健康保険を脱退すると終了します。

軽減を受けるには届け出が必要です。制度の詳しい説明は、お住まいの市町村の国民健康保険担当にお問い合わせください。